

あいちの離島魅力向上事業業務委託基本仕様書

1 業務名

あいちの離島魅力向上事業業務

2 目的

人口減少・高齢化の進むあいちの離島※において、ブランドコンセプトの策定や島内コンテンツの磨き上げを通じて、島内の魅力の向上を目指し、「交流人口」の創出・拡大につなげる。

また、データ収集やターゲット層の選定を経て、島内の魅力を効果的に PR するための PR 戦略を策定する。

※ あいちの離島：佐久島、日間賀島、篠島

3 委託契約期間

契約締結の日から 2027 年 3 月 12 日（金）まで

4 業務内容

(1) ブランドコンセプトの策定

ア 各島の状況整理

- ・ブランドコンセプトの策定に向け、島民、地元自治体等にヒアリングを実施し、現状の魅力や課題を整理すること。
- ・ヒアリング手法及び内容については、受託者が提案し、県と協議の上決定すること。

イ 島民参加型のワークショップの実施

- ・島民が参加するワークショップを実施し、島内ブランディングを再考すること。
- ・ワークショップの実施回数及び時期については、受託者が提案し、県と協議の上決定すること。
- ・ワークショップの実施に当たっては、各島 1 回以上講師を招聘すること。
- ・ワークショップの参加者は島民、地元自治体だけでなく、過去事業で連携した島外人材及びワーケーション等の参加企業や参加学生等と共同での実施も検討すること。
- ・企業、学生等と共同でワークショップを実施する場合は、必要に応じてモニターツアーを実施し、モニターツアーの行程中にワークショップを組み込むこと。

ウ ブランドコンセプトの策定

- ・ア及びイに基づき、島内関係者と協同した上で、各島におけるブランドコンセプトを策定すること。
- ・策定したブランドコンセプトについては、任意様式にまとめ、県に提出し、県の承認を得た上で、島内関係者に共有すること。

(2) 効果的な PR 手法の検討

ア 継続的にデータを取得する手法の検討

- ・来島者の属性、消費額等を把握するため、来島者調査等の手法を検討すること。
- ・検討に当たっては、有識者を各島1名以上招聘した上、実施すること。
- ・検討結果については、任意様式にまとめ、県に提出し、県の承認を得た上で、島内関係者に共有すること。

イ ターゲット層の選定

- ・各島の魅力や価値に応じて、適切なターゲット層を検討、選定すること。
- ・ターゲット層の選定に当たっては、島民が参加する会議を実施すること。
- ・会議の実施回数及び時期については、受託者が提案し、県と協議の上決定すること。
- ・会議の実施に当たっては、各島1回以上講師を招聘すること。
- ・会議の参加者は島民、地元自治体だけでなく、過去事業で連携した島外人材及びワーケーション等の参加企業や参加学生等と共同での実施も検討すること。
- ・企業、学生等と共同でワークショップを実施する場合は、必要に応じてモニターツアーを実施し、モニターツアーの行程中に会議を組み込むこと。

ウ PR戦略の策定

- ・ア及びイに基づいて、各島におけるPR戦略を策定すること。
- ・PR戦略の策定に当たっては、島民が参加する会議を実施すること。
- ・会議の実施回数及び時期については、受託者が提案し、県と協議の上決定すること。
- ・会議の実施に当たっては、各島1回以上講師を招聘すること。
- ・会議の参加者は島民、地元自治体だけでなく、過去事業で連携した島外人材及びワーケーション等の参加企業や参加学生等と共同での実施も検討すること。
- ・企業、学生等と共同で会議を実施する場合は、必要に応じてモニターツアーを実施し、モニターツアーの行程中に会議を組み込むこと。
- ・PR戦略については、任意様式にまとめ、県に提出し、県の承認を得た上で、島内関係者にも共有すること。

(3) 島内コンテンツの磨き上げ

- ・島内の観光事業者、地域産業者、住民等多様な主体の連携による、来島者の目線を意識した地域資源の整理、発掘を通じて、多様な魅力や価値を持つ島内コンテンツの磨き上げを行う。
- ・磨き上げるコンテンツについては、(1)、(2)で実施したワークショップ及び会議を参考に、島民、地元自治体等と相談の上、決定すること。
- ・磨き上げに当たっては、複数の地域資源を掛け合わせるなど、地域資源を新たな魅力へと磨き上げた内容とすること。

<モニターツアー実施にあたっての留意事項>

- ・モニターツアー実施に当たっては、マニュアルを作成し、実施1週間前を目安に県に提出し、県の承認を得ること。また、参加者名簿を作成すること。
- ・モニターツアーの実施日及び実施内容は、受託者が提案し、県と協議の上決定する。
- ・モニターツアーの参加者を募集する必要がある場合、申込みの受付は受託者が行うこと。なお、募集、申込みの受付状況は随時県に報告すること。
- ・モニターツアー参加者の費用負担（宿泊費等）については、受託者が提案し、県と協議の上決定する。
- ・モニターツアー中の参加者の健康管理のため、飲料確保の案内や、病院及び緊急搬送体制等の案内を行うこと。また、ボランティア・ワークショップ等へ参加する場合は、実施内容、活動の場所等に危険がないことを事前に確認し、参加者及び関係者の安全確保を徹底すること。
- ・モニターツアーにおける宿泊施設及び移動手段の手配は、受託者において行うこと。

5 効果測定・目標値

- (1) 会議・ワークショップの実施回数：18回以上（各島6回以上）
- (2) 磨き上げるコンテンツ：1件以上

6 業務報告書

(1) 内容

業務終了後、成果をまとめた業務報告書（A4判、ファイル綴じ）、業務報告書（概要版）（事業実績等を簡潔にまとめたもの。A4判）を任意の様式で作成し、紙媒体2部（正・副各1部）及び電子媒体1組（DVD-R等）を提出すること。提出期限は、2027年3月12日（金）とする。

※業務報告書の提出に当たっては、事前に県と十分調整したものを提出すること。

※DVD-R等には、報告書の作成に使用した図表、グラフ等のデータも格納すること。
また、保存するデータ形式は、県が再利用できるものとする（不明な場合は、県に確認すること）。

(2) 提出先

愛知県総務局総務部市町村課地域振興室

7 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 本事業については、「愛知県離島振興計画」（2023年3月策定）における具体的な取組として実施するとともに、国の離島活性化交付金を活用した事業であることから、その趣旨に基づき事業実施に当たること。

また、本業務の委託料の使用範囲は、国の離島活性化交付金の趣旨に基づき、次のとおりとすること。

項目	可否
備品購入費	委託料に含まない。ただし、1件の価格が5万円未満（消費税及び地方消費税を含む。）の物を除く。
備品のリース・レンタル料	委託料に含む。
モニターツアー等を実施する際の費用	イベント参加者の食事代、懇親会費、お土産代、本体工事を伴わない施設改修（エアコンや照明取付）はいずれも委託料に含まない。
ノベルティグッズ作成費	島のPRになるもので、かつ少額（1個300円程度までのものは委託料に含む。

※委託料の使用範囲に疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上決定する。

- (2) 本事業の実施に当たっては、西尾市及び南知多町の総合計画や総合戦略等の各種計画と整合性を図るとともに、当該市町及び関係機関と適宜連絡調整や情報共有を行うこと。
- (3) 委託期間中は、本事業全体の運営を管理する統括責任者を1名配置すること。また、業務内容全般を常に把握している主担当者を置き、業務実施方法や進捗情報の確認等、円滑な事業実施のため、県と連絡を密にして事業全体の管理を行うこと。
- (4) 「あいちの離島魅力向上事業業務委託先募集要項」に基づいて提出した企画提案書を踏まえつつ、契約後速やかに具体的な事業内容、実施時期（期限）、達成目標等を記載した業務計画書を作成し県の承認を得ること。
- (5) 業務の着手に当たり、県と十分な打合せを行い、また業務中にも県が必要と認めた場合には随時打合せを行い、積極的に目標達成に努めること。また、県に代わって地元関係者や関係機関等との打合せ等に参加する場合は、事前に県の意向を十分に確認し、それを踏まえて対応すること。打合せ後は、原則として3日以内に記録簿を提出すること。ただし、緊急性の高い場合は、速やかに県に一報を入れること。
- (6) 県と打合せ又は協議を実施したときは、その都度記録を作成の上、原則として3日以内に県に提出すること。
- (7) 県が必要と認めた場合に、その都度報告を行うこと。
- (8) 本事業のほか、県が実施する他の事業と重複がないように整合性を取りつつ積極的に連携をとって業務に当たること。
- (9) 業務の遂行に当たっては秘密を厳守し、個人情報等の漏洩がないよう機密保全に万全を期すこと。
- (10) 委託業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することは認めない。契約業務の一部を再委託する場合については、企画提案時の業務実施体制に明記すること。再委託先を変更する場合は、県の承認を得ること。また、再委託先の業務の履行につ

いては、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとするとともに、必要かつ適切な監督を行うこと。

- (11) 愛知県財務規則等の関係規則等を熟知の上、業務遂行に当たること。
- (12) 本事業の成果品の著作権は、県に帰属するものとする。
- (13) 委託業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権者等の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (14) 自然災害や感染症等、不可抗力により、業務内容に定める各事業の実施が困難となった場合は、県と協議のうえ、この仕様書に定める事項を変更することができるものとする。
- (15) 契約期間中又は契約期間終了後において、本事業に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- (16) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議して決めるものとする。